

【豊かな人権文化を築く学校づくり事業】

人権教育プログラムファシリテーター派遣事業募集要項

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

1 目的

学校・家庭・地域が一体となったいじめの防止に向けた取組をより一層推進するため、ファシリテーター（学習促進者。以下「ファシリテーター」とする）を派遣して「地域と共に創るとっとり人権教育事業」及び「豊かな人権文化を築く学校づくり事業」で作成された「人権教育プログラム（社会教育編）」の普及を図る。

「人権教育プログラム（社会教育編）」

学校・家庭・地域が一体となったいじめの防止に向けた取組（学び）を進めることを期待して作成したPTA人権教育研修会用プログラム。このプログラムは、「自尊感情」や「仲間づくり」など様々なテーマを扱った「参加型」の学習プログラムになっています。

2 対象

県内小学校・中学校・義務教育学校及び特別支援学校（小・中学部）のPTAであって、「人権教育プログラム（社会教育編）」を活用した**グループワーク中心の人権教育研修会**を実施し、ファシリテーターの派遣を希望するところ。**【定数40校程度】**

3 事業の内容等について

- ・ファシリテーターの派遣に係る旅費・報償費及び研修会資料代等は人権教育課が支出する。
- ・ファシリテーターを派遣する期間は令和8年6月1日（月）から令和9年2月19日（金）までとする。
- ・派遣に係る研修会は遅くとも午後9時には終了するものとする。
- ・研修会前後の準備等（会場使用申請、会場設営、研修会の周知、参加者の把握、受付、後片付け等）はPTAが行うものとする。研修会に必要な物品については人権教育課が準備する。
- ・研修後に「人権教育プログラム（社会教育編）」の改善等に資するため、アンケートを実施する。

4 応募手続き等について

(1) ファシリテーターの派遣を希望するPTAは、**希望実施日の1か月前までに**、以下の書類を人権教育課に提出する。

- ・提出書類：人権教育プログラムファシリテーター派遣事業申込書 1部
- ・提出方法：電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

(2) 人権教育課は上記(1)により提出された書類の内容を審査し、実施の可否を決定する。その結果は、申込みのあった月または翌月、学校宛てに通知する。

(3) 実施の決定通知を受けたPTAは、速やかに人権教育課に連絡し、実施にあたっての事前打ち合わせを行うものとする。

【連絡先】 鳥取県教育委員会事務局人権教育課（0857）26-7534

5 その他

- ・実施希望PTAが定数を上回る場合は募集を締め切ることがある。
- ・参加人数は最大60名とする。
- ・申し込む際には、希望する「人権教育プログラム（社会教育編）」の内容を確認しておくこと。
- ・「人権教育プログラム（社会教育編）」や申込書は、当課ホームページよりダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/307730.htm>

ダウンロードはこちらから→

